

第 6247 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 7月26日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 配偶者が遺産分割前に亡くなった場合

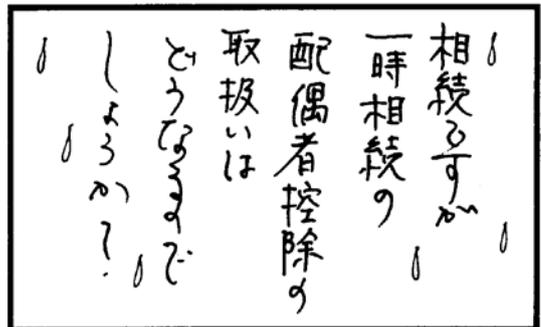
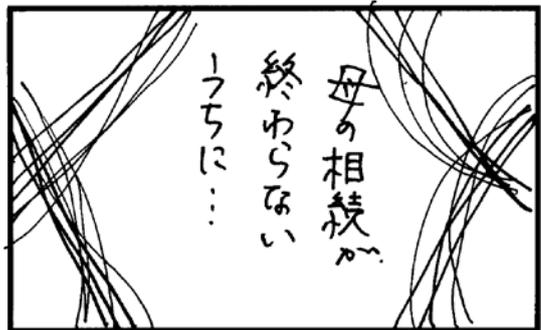
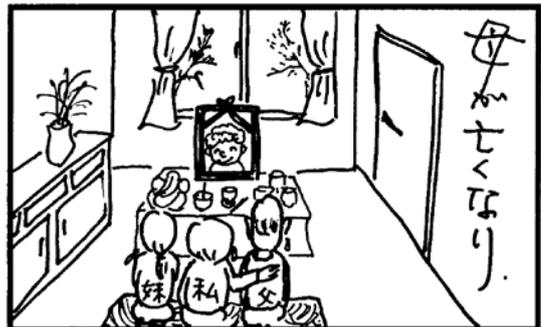
**Q** : 母の相続が終わらないうちに、父が亡くなりました。この場合、一時相続の配偶者控除の取扱いは、どのようになりますか？

**A** : 次のようになります。

### 【解説】

配偶者が、第一次相続にかかる遺産分割が確定する前に死亡した場合の配偶者控除の取扱いは、最初に亡くなった者にかかる相続、つまり第一次相続にかかる配偶者以外の共同相続人とその後亡くなった配偶者にかかる第二次相続にかかる共同相続人によって、第一次相続にかかる遺産を分割し、その配偶者が財産を取得したものとして確定させたものについては、原則として配偶者控除の適用があるものとされています。

これは、包括受遺者がいる場合も同様です。また、第一次相続にかかる被相続人の配偶者が死亡した後、第一次相続により取得した財産の全部又は一部が家庭裁判所における調停又は審判に基づいて分割されている場合において、その審判等の中でその配偶者の具体的相続分のみが金額又は割合によって示されているにすぎないときであっても、その配偶者の共同相続人又は包括受遺者の全員の合意によってその配偶者の具体的相続分に対応する財産として特定させたものがあるときには、配偶者控除の適用があることとなっています。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】